

第23期第4回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成29年10月5日(木曜日) 13:30～14:55

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第2番	石山敏夫	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第7番	横井直次	第16番	伊藤慎吾
第8番	藤田健太郎	第17番	渡邊勝俊
第9番	矢野重明	第18番	松本勝美
第10番	藤田幸隆	第19番	山口三七夫
第11番	近藤美喜男		

(2) 農地利用最適化推進委員

第1番	神野克史	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第7番	高橋眞次	第13番	飯尾象司
第8番	宇野賀津美	第14番	西原實一
第9番	田坂健次	第15番	久枝啓一

(3) 欠席委員 5人

農業委員	第1番	山下元
農業委員	第6番	寺尾俊行
推進委員	第2番	岡田充
推進委員	第3番	岡部正明
推進委員	第6番	井下八郎

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	鴻上幸広	事務局次長	横川俊彦
事務局次長	原道樹	農政係長	山之内奈緒美
農地係長	田中賢禪	主事	池田有里
臨時職員	中山麻美		

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について

新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について



13時30分開会

○原次長

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員17人・推進委員12人でございます。

よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

藤田会長

皆さん、こんにちは。

秋を迎え、稲刈り等、何かとお忙しい事と思います。現在、愛媛県下におきまして、愛媛国体が開催されており、新居浜市も種目が4つ開催されております。その後にお祭りがあります。そんな中ではございますが、国体の選手の頑張りから元気をもらい、農作業等頑張ってお参りしましょう。

それでは、ただいまから平成29年第4回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事につきましては、まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第5号までとなっております。

農政関係は、「新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において藤田健太郎委員と矢野重明委員を指名いたします。両委員さんよろしく御願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号及び第5号は意見事項となっております。加えまして報告事項1件、参考事項1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○池田主事

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容
といたしましては、田1筆、畑13筆、合計面積12,149
平方メートルでございます。

2ページをお開きください。

申請は、82番の(1-1)さんから93番の(1-3)さ
んの12件でございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で1件、3年間で8件、
4年6カ月間で3件、利用権の種類は、使用貸借10件、賃貸
借2件、再設定が2件、新規設定が10件となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の
基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・
常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農
地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たして
おります。

ここで、新規就農の(1-2)さん及び(1-13)さん
について、補足させていただきます。

まず、(1-2)さんですが、つい先日まで〇〇農園に勤め
ており、主ににんじん栽培を3年と6ヶ月ほど経験し、今回の
申請につきましては、春はさつまいもとかぼちゃ、秋はにんじ
ん、だいこん、かぶを予定しているとの事です。

また、繁忙期には、農業している知人3、4名に協力をお願
いしており、収穫後には、販売、SNSでの情報発信、収穫祭
等を予定しているとの事でした。

次に、(1-3)さんですが、知人の農業者に協力をお願い
し、主に玉ねぎの栽培を予定しており、後々には果実の栽培に
も取り組みたいとの事でした。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

ありがとうございました。

以上、82番から93番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

曾我部委員、どうぞ。

藤田会長

曾我部委員

〇〇農園にお勤めだったということで、その流れでされるの
だと思っておりますが、今回は個人で借りて、新規就農されるとい
うことですね。大体の年齢を教えてくださいませんか。

〇池田主事

(1-2)さんが40代、(1-3)さんが70代です。

曾我部委員
藤田会長
合田委員

わかりました。JA挙げて協力したいと思います。
合田委員、どうぞ。

(1-2)さんですが、40代ということは新規就農の支援を受ける資格がありますね。農林水産課との調整・連絡はどうなっていますか。

○原次長

(1-2)さんですが、43歳だったと思いますので、青年給付金の対象になっております。ですが、新居浜市で現在3人の方が受けられています。農林水産課に問い合わせたところ、3人の枠しかないようですので、(1-2)さんが青年給付金を受けようとするのであれば、枠を拡大しなければならないと聞いております。お金が発生することですので、予算枠が3人分と聞いております。

藤田会長

市単独ではないので、調整中ということですね。確保する予定だということですね。

合田委員
藤田会長

わかりました。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見をして決定よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

5ページをご覧ください。

議案第2号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原次長

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第3番の1件でございます。

6ページをお開きください。

第1番は船木字元船木、田、1筆、面積525平方メートル、譲受人は市内で農地所有適格法人を営む(2-1)さんです。

譲受人につきましては、有機農法による生産物を自社の弁当販売に利用するなど船木地区を中心に手広く農業を営んでおります。今回、農業経営規模拡大を図るため、申請地を賃借する目的で、農地法第3条申請が提出されてものであり、作付は季節野菜を予定しております。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後の

すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります矢野委員より、報告をいただきます。

矢野委員

報告致します。対象農地につきましては、譲受人が耕作している隣の農地です。以前にも、借り受けたいという希望があったのですが、当時、譲渡人が元気だったので自ら耕作すると言われておりましたが、体調を崩しましたので、譲受人に耕作を依頼するというごこと、お話がまとまったようです。近隣住民等のトラブルも今までありません。以上で報告を終わります。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第2号3番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

7ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

○原次長

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第17番及び第18番の2件でございます。

8ページをお開きください。

第17番は、山田町、畑、1筆、面積1,004平方メートル、譲受人は、市内在住の(3-1)さんです。

譲受人は現在、3反ほどの農地を夫婦で耕作しており、今回、

譲渡人が県外在住で管理な困難なため、兄である譲受人が申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第18番は、萩生字本郷、畑、1筆、面積667平方メートル、譲受人は、市内在住の(3-2)さんです。

譲受人は現在、7反ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、申請地を取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、季節野菜を予定しております。

第17番及び第18番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第17番は、2ページ目、第18番は3ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

藤田会長

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、17番については、地元委員であります小野春雄委員より、18番については、飯尾委員よりご報告をいただきます。小野委員。

小野(春)委員

報告致します。譲受人と譲渡人はご兄弟で、譲渡人が県外在住で、耕作が出来ないということで今回の申請になったということです。譲受人とお話をさせて頂きましたが、自分の農地もご夫婦で丁寧に管理をされておりますし、今回の申請地も特に問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**藤田会長
飯尾委員**

ありがとうございました。続きまして、飯尾委員。

第18番の(3-2)さんですが、夫婦で熱心に農業をされており、また、申請地につきましても、きちんと管理されている農地であり、地域との調和要件も特に問題がないと考えておりますので、許可しても支障がないと思います。

以上です。

藤田会長

ありがとうございました。

以上、議案第3号17番及び18番について質疑に入りま

す。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

藤田会長

9ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

10ページをお開きください。

11番、新須賀町、畑2筆、申請人は、(4-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地と判断されます。以上、11番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく願います。

藤田会長

以上、11番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

藤田会長

11ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

○田中係長

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、17件です。

12ページをお開きください。

133番、萩生 字治良丸、畑1筆、譲受人は、(5-1)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

134番、萩生 字治良丸、畑1筆、譲受人は、(5-2)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

135番、上原三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-3)さん。

内容は、建売住宅(1戸) 138.08平方メートル、一体利用地として、宅地 358.94平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

13ページをご覧ください。

136番、大生院 字戸屋鼻、田2筆、譲受人は、(5-4)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

137番、萩生 字旦ノ上、田1筆、譲受人は、(5-5)さん。

内容は、太陽光発電施設、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

138番、土橋一丁目、田2筆、譲受人は、(5-6)さん。

内容は、貸し露天資材置場・貸し駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

14ページをお開きください。

139番、中村松木二丁目、田2筆、譲受人は、(5-7)さん。

内容は、貸し倉庫 150.00平方メートル、一体利用地として、雑種地 259.00平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

140番、坂井町一丁目、畑1筆、譲受人は、(5-8)さん。

内容は、モデルルーム(1棟) 222.53平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、賃借権で期間は10年です。

141番、政枝町二丁目、畑1筆、譲受人は、(5-9)さん。

内容は、併用住宅(店舗)(1棟) 124.58平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

142番、多喜浜三丁目、畑2筆、譲受人は、(5-10)さん。

内容は、自己住宅 117.59平方メートル、一体利用地として、宅地 323.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

143番、庄内町一丁目、田2筆、譲受人は、(5-11)さん外1名。

内容は、賃貸共同住宅(1棟) 221.29平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

144番、萩生 宇治良丸、畑1筆、譲受人は、(5-12)さん。

内容は、自己住宅 66.00平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

145番、中村松木一丁目、田1筆、譲受人は、(5-13)さん。

内容は、自己住宅 128.62平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

146番、郷四丁目、畑1筆、譲受人は、(5-14)さん。

内容は、露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

147番、政枝町一丁目、田3筆、譲受人は、(5-15)さん。

内容は、建売住宅(11戸) 637.27平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

148番、庄内町一丁目、田1筆、譲受人は、(5-16)さん。

内容は、宅地分譲(5区画)、一体利用地として、宅地 771.46平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

149番、久保田町三丁目、畑1筆、譲受人は、(5-17)さん。

内容は、宅地分譲(3区画)、一体利用地として、宅地 186.29平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設

する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。以上、133番から149番の事案の一般基準につきましても、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくお願ひします。

藤田会長

ありがとうございました。以上、133番から149番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

藤田会長

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員

議案133番ですが、もう現地に重機があり転用の着工しているようですが、いいのでしょうか。

○田中係長

(5-1)さんにつきましては、平成29年7月に隣接地に建売住宅用地と自社の倉庫を建設する目的で、すでに許可を受けております。私も現地を確認し、申請地でないことを確認しております。

渡邊委員

わかりました。

藤田会長

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

藤田会長

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

藤田会長

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

18ページをお開きください。

報告事項1「農地所有適格法人の平成28年度決算報告について」です。事務局から報告をお願いします。

○横川次長

農地所有適格法人の平成28年度事業報告についてご報告いたします。

平成29年8月31日、(6-1)氏から、農地所有適格法人報告書が提出されました。

農地所有適格法人の要件である法人要件については、法人形態は株式会社であり、かつ株式譲渡制限のある非公開会社であるため要件を満たしております。

次に事業要件については、平成28年度(期間平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)の決算報告書によりま

すと、売上高は、9,343,875円、全額が農業による売上となっております。また、平成27年度、平成26年度の売上も農業による売上げが100%であり、直近3か年の農業関係の売上が過半を占めているため、この要件を満たしております。

次に構成員要件については、この法人の株主は2名であり、うち農業常時従事者1名の議決権が75%であるため、要件を満たしております。

最後に経営責任者要件については、先ほどの株主1名が役員となっており、常時、農業及び農作業に従事しているため、要件を満たしております。

以上により、(6-1)が、農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

藤田会長

ありがとうございました。

19ページをご覧ください。

参考事項1は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時15分から総会を再開いたします。

(暫時休憩)

藤田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり「新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進が必須事項として、新たに位置付けられ、新居浜市においても、農業委員、推進委員の意見を聞き、指針を定めたいと思います。まず、事務局から説明をいたさせます。

○横川次長

農業委員会に関する法律に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならない」と定めが有ります。現況で県内の約3分の1の農業委員会で既に定め、公表

を行っているようです。

新居浜市でも資料2の全国農業会議所の参考例を基にたたき台を作ってみました。資料1がそれになります。

基本的な考え方と目標・方法に別れ、具体的には遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進の3点について目標値を設定し、その対応策を記載しております。

資料2では10年後までの目標値を記入するようになっていますが、県農業会議に問い合わせたところ、特に年数制限はなく、全国農業会議の言うように10年後に遊休農地を0とするような指針には無理があります。新居浜市版は委員任期の3年後の目標とし、平成29年度の単年度活動計画を基に作成しております。文中赤で色付きの部分が新居浜市に対応して変更した部分です。また目標の表中の数字については、下の赤字の解釈を基に記入しております。

今回このたたき台につきましてご意見を頂き、修正を加えた上で、11月の総会で決定いただけたらと考えております。

以上です。

藤田会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

藤田会長

池田委員、どうぞ。

池田委員

1点教えて頂きたいのですが、参考資料として、四国中央市と西条市の指針が添付されておりますが、その中で13ページの非農地判断についてという項目があります。「B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。」と非農地判断についての文言があります。17ページの西条市の資料には「再生困難な農地については、所有者の将来的な利用を確認するとともに、農業委員や推進委員と協議の上「非農地判断」を実施していく。」とありますが、新居浜市にはその文言がありません。新居浜市の場合では、文言をいれる必要はないのか、ご説明をお願いしたい。

○横川次長

現在、皆さんにご協力頂きながら、農地パトロールを実施しておりますが、名目上でございますが、B分類（再生利用困難）の農地はございません。ですので、この部分については、割愛させていただいております。今後、この指針に沿って話をさせ

て頂きますが、23期の委員さんの中でB分類（再生利用困難）判断も必要であるとなった時には、そのような区分の判断もして頂くこともあるかと思いますが、今現在では、新居浜市には存在しないことから、この中からは外させていただいております。

池田委員
藤田会長
久枝委員

了解いたしました。ありがとうございます。

他にございませんか。久枝委員、どうぞ。

先日、パトロールをさせて頂きまして、長年耕作放棄地になり、山にかえっているような農地があります。このような農地を、地目を山林に変えればいいのではないかと思います。戦後間もない食糧難の時に、山林から畑に変えたが、もう耕作できる人もいなくなり、山林化しているような農地がありまして、先日前話をして山林にかえす手続きをしました。そういうことを農業委員会の方で出来ないのでしょうか。そうすると、耕作放棄地も減ってくるのではないのでしょうか。

藤田会長

今、久枝委員さんが言われたようなことをここでまとめて、関係機関に発信していくというような形になろうかと思えます。現状、新居浜市にある農地は1,431.45haですが、資産税課の台帳上の面積ですよね。我々の実施している農地パトロールは、平面の所しかできません。先ほど久枝委員さんがおっしゃられたような農地にはいくことができません。有害鳥獣被害や、16年の台風被害等で、農地が山にかえっていつているというのは、農業委員会が中心になってきちんと実態調査をすべきではないのかと思っております。課税台帳上のデータだけでなく、きちんとした現地をみたデータが必要ではないかと思えます。23期の3年間の中で、少しでも取り組んでいければと思っております。

○横川次長

四国中央市の指針の資料についてですが、全国農業会議の作ってある資料2を参考に作っていると思えます。西条市の場合には若干ですが、西条市の実情に合わせて内容を変更されております。各々の農業委員会の姿勢といいますか、指針をとりあえず出しておこうという農業委員会もあれば、実状をふまえて3年後、10年後を考えて指針を出している農業委員会もあります。先ほども言いましたように、新居浜市にはB分類（再生利用困難）農地がございません。ですので、非農地の判断としては、B分類（再生利用困難）農地として判断されたもの非農地

であると判断し、手続きをとります。指針の中に、B分類（再生利用困難）農地をいれるのであれば、まずは、非農地の判断をする方法を考えることから入らないと、B分類（再生利用困難）判断が出来ないかと思います。

藤田会長
合田委員

合田委員、どうぞ。

はい、再生不能かどうかわかりませんが、10年以上そのままになっていて、状況が変わらない農地があります。農業委員会の方から、利用状況調査をして頂いていますが、結果を公表されていませんよね。そういう所については、このままでは、再生利用困難農地として判断されますよ、その事でデメリットがありますと具体的にお知らせした方が良いのではないのでしょうか。そうでないと、改善はされないのではなかとと思います。

近藤委員

今の意見に関連したことなのですが、私の地区で、山林化しつつある農地があります。その農地は、小作がついているのですが、地主さんが県外にいます。耕作者は70代の女性です。仮にそういう指導をした時には、地主さんに迷惑がかかりますよね。こういう農地に関して、農業委員として、また農業委員会、土地改良区として、どういう指導をすべきなのでしょう。

合田委員

今まで教えて頂いた事ですが、耕作する分の責任に関しては、耕作者にあります。ですが、台風や自然災害等で修復する責任は地主にあると聞いております。耕作権を持っているのに、耕作できないのであれば、合意解約をして小作権を返すべきではないのでしょうか。

藤田会長

そうですね。耕作しないのであれば、耕作権を返すべきだと思います。話し合いをして頂いて、それでも管理できないのであれば、小作権を地主に返すべきだと思います。今、近藤委員がおっしゃられたような件については、耕作してください、耕作できないのであれば返却してくださいと指導するのが一番だと思います。

合田委員

私もそう思います。ですが、これは非常に難しい問題なのですが、小作権を返そうとしても、本人たちがもうすでに亡くなっている場合です。相続人全員の同意が必要ということで、人数が多く、なかなか話が前に向いて進まないということがたくさんあります。そういう制度を見直していくべきだと思います。今の権利者だけで手続きできるようになれば、この問題は解決に向かって進むと思います。そういう制度を作っていくかな

ければいけないと思います。

藤田会長

それは民法の中ですることですので、農業委員会だけでは難しいですね。そういう問題にならないように、相続をきちんとしていただく事が大事です。

○横川次長

民法上のお話ですので、合意解約につきましては、相続権者全員の印を頂くということは必要です。B分類（再生利用困難）と判断された際には、農地ではなくなりますので、先ほどおっしゃられていた小作権についてもなくなってしまいますし、税金もかわってきます。そのように様々な支障があります。新居浜市では、調査の結果、B分類（再生利用困難）はないという判断をしていますので、こちらにつきましては、事務局の方で研究をしていきたいと思っています。今後3年間で、委員さんや各方面と相談しながら進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤田会長

今、事務局が言ったように、今後3年間で判断を進めていくという案に、ご意見、ご異議ございますか。

（「なし」の声あり）

藤田会長

ありがとうございます。では、この件につきましては、事務局案ですすめさせていただきます。他にございませんか。

合田委員、どうぞ。

合田委員

中間管理機構の事で、質問です。3ページの③に書いてあります農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用とありますが、これは本当に可能なのでしょうか。

藤田会長

中間管理機構の方で、軽微な基盤整備についてはやるときいております。新居浜市は、残念ながら、中間管理機構にかかるのは農用地に限られますので、非常に限定されています。新居浜市も、農用地がありますので、指針としてのせています。

合田委員

わかりました。

藤田会長

他にございませんか。いろいろと意見がでましたが事務局の方でまとめ指針を作成したいと思います。

以上をもちまして、平成29年第4回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

○横川次長

御起立ください。礼。ありがとうございました。

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員